

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（新規・7月報告）

新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

(1) 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握

ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)	常勤: ()名 宿日直(*1)を担当する医師()名(うち非常勤()名)	非常勤: ()名
*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること		
イ 病院勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月分)		
<p>(ア) 勤務時間の具体的な把握方法</p> <p><input type="checkbox"/> タイムカード、ICカード</p> <p><input type="checkbox"/> 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)</p>		
<p>(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容</p> <p><input type="checkbox"/> 年次有給休暇取得率 <input type="checkbox"/> 育児休業・介護休業の取得率 (具体的に:)</p> <p><input type="checkbox"/> 時短勤務実施者(*3)数 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)</p> <p>*2 前年度の実績を記載。</p> <p>*3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者</p>		
<p>(ウ) 超過勤務時間(時間／月)(*4)</p> <p>平均: ()時間／月 80時間／月以上の者の人数: ()名</p> <p>最大: ()時間／月 155時間／月以上の者の人数: ()名</p> <p>最小: ()時間／月</p> <p>*4 常勤医における値を記載。</p> <p>*4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和</p>		
<p>(エ) 宿日直(回／月)</p> <p>平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月 連日当直を実施した者的人数及び回数: ()名・のべ()回</p>		
(オ) その他(自由記載・補足等)		

(2) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体(※初回届出時は、ア及びイについては届出後3か月以内、ウ及びエについては届出後6か月以内に提出すること。)

ア 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名:	職種:
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____回／年 参加人数: 平均_____人／回 参加職種()	
ウ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	<input type="checkbox"/> 計画策定 (初回の策定期月日: 年 月 日) (直近の更新期月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 職員に対する計画の周知	
エ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	<input type="checkbox"/> 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)	

(3) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

(ア)～(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること)(※初回届出時は、届出後6か月以内に提出すること。)	
<input type="checkbox"/> (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容 <input type="checkbox"/> (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施 <input type="checkbox"/> (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮 <input type="checkbox"/> (カ) 主治医制の見直しの実施 <input type="checkbox"/> (ク) その他 ()	<input type="checkbox"/> (ウ) 勤務間インターバルの確保 <input type="checkbox"/> (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮 <input type="checkbox"/> (キ) 短時間正規雇用医師の活用 <p>※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等</p>

[記載上の注意]

- 1 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- 2 当該加算の変更の届出に当たり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出のうち(2)及び(3)を略すことができる。